

太田市立宝泉南小学校 学校いじめ防止基本方針

太田市立宝泉南小学校
平成26年3月策定
令和7年3月改訂

第1 目的(第2条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第2 学校の実態把握(第13条)

1 基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合、適切かつ迅速に対応することが必要である。以下の①～⑦は、本校の教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識であると考えている。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 学校の実態

○学校評価アンケート(令和6年度)から

- ・「いじめのない温かな人間関係が育っている」と回答した児童は98.7%、保護者は、82.1%であった。
- ・「学校は適切な教育相談に応じている」と回答した児童は95.6%、保護者は、92.9%であった。
- ・相手に対する思いやりの言動や言葉遣いについての達成度は児童94.7%、保護者91.4%であった。

全体的に見ると、いじめの認知件数は多くはないが、からかいやこしょこしょ話、相手の気持ちを考えない言動などは見られるので、「いじめ」や「いじめにつながる芽」は学級内にあるという意識のもと、十分に注意を払い継続的な指導や支援を行っていくことが必要である。

第3 いじめ防止の取組(第15条)

1 授業改善に関する取組

- ・児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるような授業を行う。
- ・一人一人を大切にした分かる授業を行い、基礎・基本の定着を図る。
- ・教科指導等における体験活動を重視し、他人の気持ちや思いを共感的に理解できる豊かな情操を培うとともに、お互いを尊重し合う態度を養う。
- ・道徳の授業では、全学年でいじめや人権に関する授業を複数回実施する。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

①学級経営の充実

- ・一人一人の児童が、大切な学級の一員として、仲間とかかわり自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。

②人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを児童に理解させる。
- ・児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・児童会活動や委員会活動、清掃活動、学校行事などすべての教育活動において、児童の活躍する場を保障することによって、自己有用感を高めるようにする。
- ・人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・人権尊重教育強化月間（11月上旬～12月上旬）を中心として、全体計画や年間指導計画に基づいて人権教育を計画的に推進する。

③道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・教育活動全体を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを心がける。
- ・児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返らせる。
- ・一人一人の規範意識をいっそう高めるため、学習規律をはじめ、学校生活におけるルールやきまりの見直しを行い、その徹底を図る。

④教職員の研修

- ・いじめの構造や対処法等、いじめ問題についての理解を深める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、人権感覚を磨き自己の指導や言動を振り返るようにする。

3 いじめに関する学習への取組

- ・児童会活動や集会活動の活用によって、いじめ問題について児童が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴える機会を設ける。
- ・いじめに関する報道や事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、いじめを許さない集団づくりを進める。
- ・校長は、全校集会等でいじめに関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許さない」と、いじめに気づいたときは担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。また、一人一人の個性・よさや違いをお互いに認め合うことの大切さについても伝える。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を踏まえ、児童会（代表委員会）を中心とした、児童自らが考えるいじめ問題に関する取組を活発化させる。
- ・あいさつ運動を毎月実施する。
- ・友達の名前を「くん」「さん」で呼び合うことや温かい言葉を使うことを児童会の取組として行い、お互いを尊重し合う環境づくりをする。
- ・縦割り班活動や休み時間の縦割り運動などを通して、下級生等のことを考えながら相手を思いやる気持ちををはぐくむ。
- ・各委員会が自分たちが生活しやすい学校になるような企画を示し、発表・実践する。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- ・児童の様子を観察するための「いじめ発見のチェックポイント（家庭用）」を配布し、変化のサインに気づいたときには、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・いじめ問題に関する情報やいじめ防止の取組を、学校通信や学校のWebページ等で発信する。

第4 早期発見の取組（第16条）

1 児童の些細な変化に気づく取組

- 朝や帰りの会、授業中、休み時間などの日々の観察
 - ・児童が示す小さな変化や発する信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。
 - ・学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを把握する。
- 教育相談体制の整備
 - ・日常生活の中で教職員が声がけをするなど、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・各学級で児童との定期的な教育相談の日を設けて、個別面談を実施する。
 - ・スクールカウンセラーとの教育相談を定期的に行ったり、スクールカウンセラーを講師とした授業を行ったり、スクールカウンセラーに相談しやすい態勢づくりを進める。
- 定期的なアンケートの実施
 - ・いじめ問題に関するアンケートを毎月1回実施する。（アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。）

2 気づいた情報を確実に共有する取組

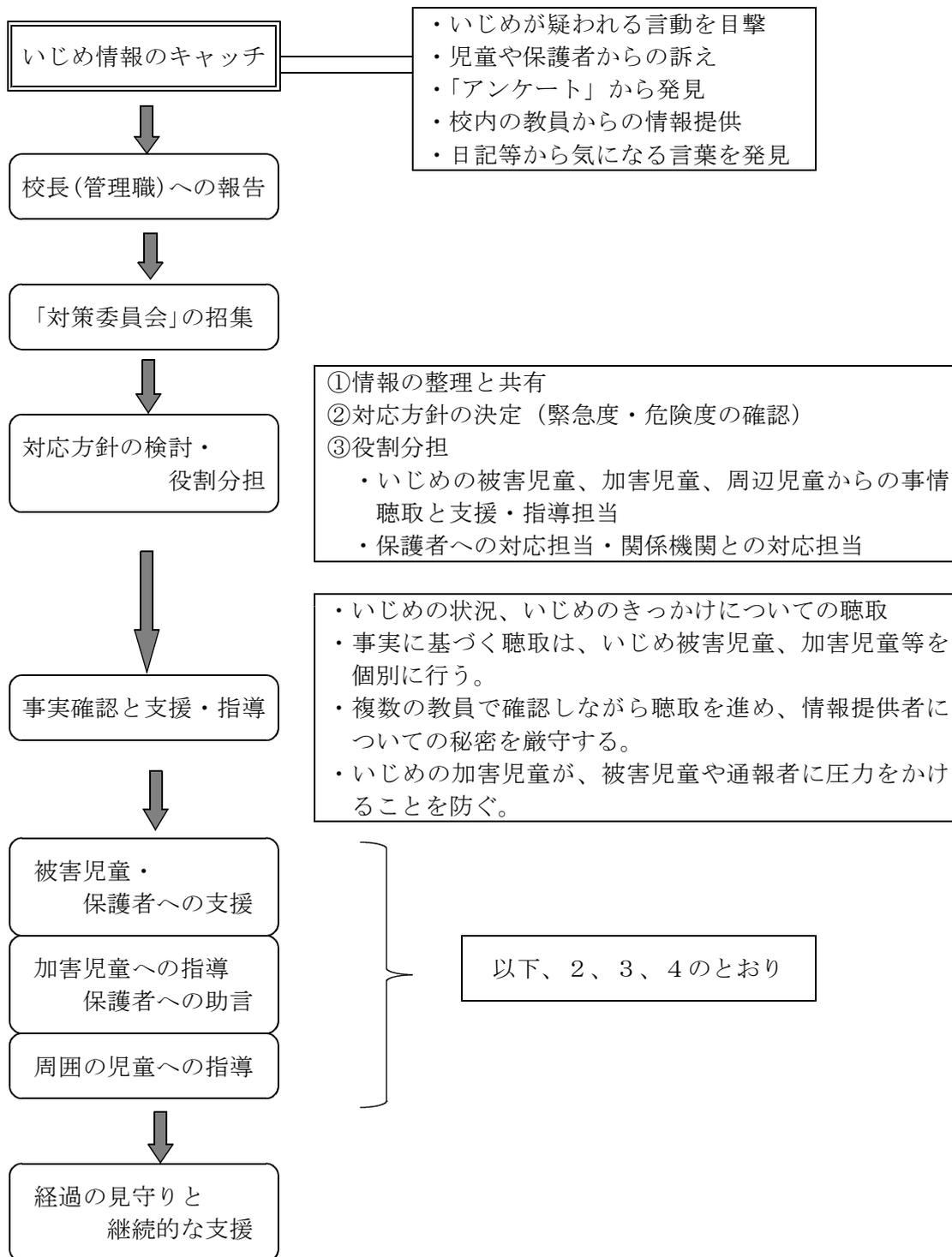
- ・情報は、客観的な事実と課題を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談する。また、該当学年主任、生徒指導主任にも連絡する態勢をとる。
- ・日頃から、校長・教頭に報告・連絡・相談する姿勢をもつようにする。
- ・毎月の運営委員会や職員会議、教育相談部会、生徒指導会議において、定期的に情報交換する機会をつくる。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見したときは、すぐに介入しその行為をやめさせる。
- ・児童や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめの被害児童や知らせてきた児童の安全を確保することを第一に考える。
- ・発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長、教頭、生徒指導主任等に報告する。
- ・校長は直ちにいじめ対策委員会を招集し、情報を共有するとともに、役割分担をして事実確認を進める。
- ・事実確認の結果は、校長が太田市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・事案の解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うだけでなく、児童の人格の形成や成長に主眼を置き、問題の再発防止に対する指導の在り方を重視する。
- ・被害児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある人と連携した対応を図る。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、太田市教育委員会と連携を図り、太田警察署と相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

第5 いじめに対する措置（第23条）

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害児童、その保護者への支援（第23条3）

① いじめの被害児童への対応

- ・他の児童の目に触れないように、場所・時間帯等に配慮して事実確認を行うとともに、つらい今の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教員が対応する。
- ・日記ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・児童のよさや優れているところを認め励ますなど、自尊感情を高めるように配慮する。
- ・スクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

② いじめの被害児童の保護者への支援

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等で保護者に面談し、学校で把握した事実関係を正確に伝える。
- ・学校として児童を守り支援していくことを伝えるとともに、学校の対応方針を具体的に示す。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、当該児童の家庭での様子等について保護者からの情報提供を依頼する。

3 加害児童への指導、その保護者への助言（第23条3）

① いじめの加害児童への指導・対応

- ・できる限り複数教員で対応し、記録を保存する。
- ・中立の立場で事実確認を行うとともに、いじめに至った経緯や心情などを聞き取る。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを考えさせる。
- ・いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられる側のつらい気持ちを認識させる。
- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・授業や学級活動等を通して、よさを認めプラスの行動に向かわせていく。

② いじめの加害児童の保護者への助言

- ・正確な事実関係を説明し、事実を理解してもらう。また、被害児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・児童のよりよい成長を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年等、集団全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年全体に示す。
- ・周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口などではなく、つらい立場にある人を救うことで、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて、振り返らせる。

5 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、児童相談所、民生児童委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

第6 いじめ防止対策の組織（第22条）

1 目的

いじめの防止等に組織的に対応するため、生徒指導委員会を母体とする「いじめ対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

2 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年ブロック代表、養護教諭、（スクールカウンセラー）

※ いじめ事案発生時には、当該学年主任及び担任を加える。

※ 必要に応じて、学校評議員、PTA会長、関係機関の助言者等を加える。

3 役割

①いじめ防止基本方針に基づく教育活動や対応について点検、検証する。

②いじめの事実確認の実施とその判断を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に推進する。

③校内研修会を企画・立案する。

④重大事態が発生した場合は、教育委員会の判断により、本委員会を母体に、当該事案の性質に応じて適切な専門家等の協力を得て対応する。

4 役割に応じた対応

- ・校長、教頭 … 基本方針の策定指針。重大事態への対応及び学校設置者への報告
- ・教務主任 … 年間計画の作成及び有効性の検証と見直し
- ・生徒指導主任 … 基本方針の策定、公開、見直し。アンケートの実施。対策委員会の開催。
いじめの対応
- ・教育相談主任 … 個別面談や教育相談の受け入れ、集約。
- ・養護教諭 … 保健室等での児童の実態把握と情報伝達。心のケア
- ・スクールカウンセラー … 被害児童や保護者の心のケア

5 年間計画の策定

年度当初

- いじめ防止基本方針の確認
- いじめ防止対策の年間計画の確認
 - ・生活アンケートの実施について
 - ・生徒指導・教育相談部会について
 - ・児童会からのいじめ防止年間計画について
 - ・全職員対象のいじめ問題対策研修会（年3回実施）について

1～3学期の活動

- 各学級づくり、学級ルールづくり
- 特別活動「縦割り活動」「1年生を迎える会」「JRC登録式」等
- 代表委員・高学年児童によるあいさつ運動
- 人権集中学習（11月～12月）、人権標語づくり（8月）
- 行事を通じた人間関係づくり（修学旅行、林間学校、運動会、宝南祭り、卒業式等）
- 生活アンケートの実施（毎月）
- 教育相談の実施（5月～2月 月1回）
- 学校評価アンケートの実施（7月・1月 年2回）
- 教育相談部会、生徒指導部会、職員会議での生徒指導情報交換（毎月）
- いじめ問題対策研修会を各学期1回、年3回実施する。
- 各行事実施後の反省集約、次年度へ向けての計画修正

年度末 1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。

- 次年度のいじめ防止基本方針について
- 次年度のいじめ防止対策の年間計画について
 - ・「生活アンケートの実施について」
 - ・生徒指導・教育相談部会について
 - ・児童会からの「いじめ防止年間指導計画について」
 - ・全教職員対象のいじめ問題対策研修会(年3回実施)について等

第7 インターネット上のいじめへの取組 (第19条)

1 いじめ防止の取組 (未然防止)

- ・児童のパソコンや携帯電話、ゲーム機等の携帯端末の使用状況について、実態把握をする。
- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた、情報モラルの指導を行う。
- ・児童のパソコンや携帯電話、ゲーム機等の携帯端末を第一義的に管理するのは家庭であることから、フィルタリングをはじめ、インターネットを使用する場合のルールやモラルについて、保護者への啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

2 早期発見の取組

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインに気づいたら問いかけ、すぐに学校へ相談するように伝える。

3 いじめに対する措置

- ・ネット上に本校及び本校児童にかかる不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、法務局等の協力を求める。
- ・人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な期間と連携して対応していく。

第8 重大事態への対処 (第28条)

1 重大事態の認識

- 重大事態とは

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等
 - 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 組織としての対応 (調査・報告等)

(1) 報告と対応組織

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する。対応組織については、教育委員会の判断を仰ぎ、常設の「いじめ対策委員会」に加えて、公平性、中立性が確保できるような組織を編成する。

(2) 調査の実施

重大事態に至った事実について、初動段階から可能な限り網羅的に調査し、整理・記録する。調査においては、いじめの被害児童や加害児童はもとより、いじめの様子を見ていた児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を重視する。

(3) 調査結果の提供及び報告

いじめの被害児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要な場合には、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を決定する。